

委託業務特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【受注者希望型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第12条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第13条 本業務における特記仕様事項は、別添「R 8 徳土 文化の森総合公園 徳・八万 公園施設設計業務 業務仕様書」のとおりとする。

R 8 徳土 文化の森総合公園 徳・八万 公園施設設計業務 業務仕様書

(1)業務概要

本業務は、文化の森総合公園の河畔ゾーンが園瀬川の高水敷に位置しており、出水により過去に度々被害を受けていることから、耐災害性を向上しつつ公園利用者の利便性を向上させるものである。

河畔ゾーンは、平時においては親水エリアとしてのレクリエーション利用、21世紀館においてイベント等が開催される際には臨時駐車場としての利用等を想定していることから、公園利用者が快適に利用できる空間とする必要がある。

一方で河川の出水時においては河川構造物としての安全性も同時に求められることから、流出特性を勘案し、現在、砂利敷きとなっている河畔ゾーンをコンクリートや舗装等で補強し、大雨等による出水の影響を受けた後も、安定的に利用継続できる工法を検討するものとする。

なお、本業務を進めるにあたっては、以下の法令等に準拠するものとする。

1. 都市公園法および同法施行令・施行規則
2. 徳島県都市公園条例および同条例施行規則
2. 河川法および同法施行令・施行規則、河川管理施設等構造令
3. 河川砂防技術基準(調査編・計画編・設計編)
4. 土木構造物設計基準、その他関係法規・基準
5. その他関係法令

(2)業務内容

①与条件の細部検討

1. 与条件や既往資料(氾濫時の浸水深、流速、被災状況写真等)の把握と整理
2. 適用設計条件(河川計画規模、設計流速、想定荷重等)や設計基準の確認と整理
3. 現地細部確認調査(現地踏査による応急復旧状況の確認、地盤状況、周辺構造物の状況など)

②実施設計の検討

1. 公園利用状況(レクリエーション・臨時駐車場)や既存施設・護岸構造物等を勘案し、対策範囲および公園施設の配置位置を検討
2. 安全性・機能性・河川水理上の影響に関する検討と設定
3. 施工性(河川区域内における施工可能時期、仮設計画)に関する検討と設定
4. 既存施設・応急復旧箇所の保存・撤去・再利用に関する検討と設定

③実施設計図の作成

必要に応じて、以下の実施設計図等の作成

1. 施設平面図、縦断図、断面図(現況地盤高と設計地盤高の取り合い)の作成
2. 撤去平面図、縦断図、断面図(現状の応急復旧碎石や表層の撤去・すきとり計画図)の作成
3. 各種施設の構造図の作成

④数量計算

1. 図面および仕様書に基づく施工数量や材料の計算
2. 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

⑤概算工事費の算出

提供された単価、または見積り徴収による単価等に基づいた概算工事費の算出

⑥実施設計説明書の作成

上記検討資料および河川管理者等との調整経緯を取りまとめた報告書の作成(設計報告書)

⑦照査

1. 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画(河川構造物としての適合性含む)の適正照査
2. 設計方法や設計手法(水理計算、舗装厚計算等)の妥当性の照査
3. 成果品の内容の適正照査

⑧打合せ

打合せの回数は、業務着手時、中間打合せ(3回)、成果物納入時の計5回とする。

⑨関係機関との協議用資料作成

河川区域内の設計であるため、管轄河川管理者との事前協議・河川法申請(工作物の新設・土地の占用等)に必要な説明資料の作成および協議調整の支援を行うこと。